

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	18-1	担当課	子育て支援課
法令名	母子及び父子並びに寡婦福祉法	根拠条項	31の2	不利益処分の種類	母子家庭自立支援給付金受給者に対する不正利得の徴収	
○母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年七月一日法律第二百二十九号） （不正利得の徴収） 第三十一条の二 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。						